

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(同)

告示

岐阜県収入証紙の売りさばきを取り扱う現地機関の指定に

関する告示の一部改正

(出納管理課)

統轄店、集中店及び主管取扱店

(同)

一

四

五

六

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号及び第十号中「又は指定代理金融機関」を削る。

第十一条第一項中「振興局及び振興局に置かれる事務所」を「県事務所」に改める。

第二十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、収支等命令者が当該納入通知書の送付に代えて口座振替情報を指定金融機

関等に通知したときは、この限りでない。

第四十四条第一項中「指定代理金融機関」を削り、「振込依頼票(第十五号様式の

二)」を「指定金融機関所定の振込依頼票」に改め、同条第二項中「指定代理金融機

関」を削り、同条第四項中「又は指定代理金融機関」を削る。

第二百二十六条第一項第一号中(六)を(七)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条、厚生年金保険法(昭和二

十九年法律第百十五号)第二十七条及び雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六

号)第七条の規定による届出を行っていることが確認できる書類の写し

第百六十五条の見出しを「(統轄店等の告示)」に改め、同条中「指定金融機関等の名

称及び位置並びに」を削る。

第百六十六条の二中「及び指定代理金融機関」を削る。

第七十一条第三項中「岐阜県名義の別段預金口座（指定金融機関の集中店にあつては、統轄店の岐阜県名義の普通預金口座）」を「統轄店の岐阜県名義の普通預金口座」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「前各項」を「前三項」に、「払い込み」を「払込み」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第八項を第五項とする。

第七十二条第一項中「指定金融機関の」を削り、同条第三項中「前条第七項」を「前条第四項」に、「第六項」を「第三項」に改める。

第八十条中「又は指定代理金融機関」を削る。

第八十五条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「及び指定代理金融機関の集中店」を削り、「それぞれ前二項」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とする。第二百五条第一項中「総括管理監」を「管理調整監」に改め、同条第五項を削る。

別表二中

<p>本庁各課（廃棄物対策課、環境管理課、自然環境保全課、私学振興・青少年課、文化振興課、人権施策推進課、統計課、県民生活相談センター、岐阜地域環境室、医療整備課、地域医療推進課を除く。）</p>	<p>本庁各課の出納員（出納管理課にあつては総括管理監の職にある出納員）</p>
--	--

本庁各課（廃棄物対策課、環境管理課、自然環境保全課、私学振興・青少年課、文化振興課、人権施策推進課、統計課、県民生活相談センター、岐阜地域環境室、医療整備課、地域医療推進課）

医療整備
地域医療
保健医
生活衛生

進課 保健医療課、生活衛生課、業務水道課、高齢福祉課、障害福祉課、地域福祉国保課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、企業誘致課、産業技術課、新産業振興課、地域産業課、岐阜地域産業労働室、観光企画課、観光誘客課及び国際戦略推進課を除く。）

備課
療推進課
療課
生課
道課
社課
社課
社課
・女性政策課
支援課
家庭課

医療整備課
地域医療推進課
保健医療課
生活衛生課
業務水道課
高齢福祉課
障害福祉課
地域福祉国保課
女性の活躍推進課
子育て支援課
子ども家庭課

融課
課
課
課
課
課
課
産業労働室
推進課

商業・金融課
労働雇用課
企業誘致課
産業技術課
新産業振興課
地域産業課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
観光誘客課
国際戦略推進課

振興局及び振興局に
務所を除く。）
各地方機関の出納員

地方機関（県事務所を

地方機関（
置かれる事
振興局及び
務所
知的障害者

商業・金
労働雇用
企業誘致
産業技術
新産業振
地域産業
情報産業
岐阜地域
観光課
国際戦略

業務水
高齢福
障害福
地域福
子ども
子育て

3 この表は、必要により所要の調整をすることができる。
 第九十三号様式中「摘要」を「前月累計」に改め、同様
 式備考を次のように改める。

備考 1 この表は、歳入金口記入帳の口座ごとに2通作成すること。

2 この表は、必要により所要の調整をすることができる。

第九十四号様式中「摘要」を「前月累計」に改め、同様
 式備考を次のように改める。

備考 1 この表は、歳入歳出外現金口記入帳の口座ごとに2通作成すること。

2 この表は、必要により所要の調整をすることができる。

第九十六号様式を次のように改める。

第九十六号様式 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十四号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のよ
 うに改正する。

第九条第一項の表農政部農業経営課の部に次のように加える。

農業経営課高山市駐在	農業経営課高山市駐在において取り扱う識別 カードの出納、保管及び記録管理に関するこ と。
農業経営課美濃加茂市駐在	農業経営課美濃加茂市駐在において取り扱う 識別カードの出納、保管及び記録管理に関する こと。

農業経営課飛騨市駐在

農業経営課飛騨市駐在において取り扱う識別
カードの出納、保管及び記録管理に関するこ
と。

第九条第一項の表農政部農業経営課の部に次のように加える。

中濃県事務所	中濃県事務所郡 上市駐在	中濃県事務所郡上市駐在における中濃県事 務所振興防災課の所掌事務とされた法第七十 条第二項第一号、第三号及び第五号（現金の 記録管理に限る。）に掲げる事務に関するこ と。
飛騨県事務所	飛騨県事務所下 呂市駐在	飛騨県事務所下呂市駐在における飛騨県事 務所振興防災課の所掌事務とされた法第七十 条第二項第一号、第三号及び第五号（現金の 記録管理に限る。）に掲げる事務に関するこ と。

第九条第一項の表中濃振興局中濃事務所の部及び飛騨振興局の部を削る。

別表第一中

組織規則第二章第一節の規定に より置かれる課（全国育樹祭推 進事務局を除く。）、議会事務局 総務課、監査委員事務局監査課 及び岐阜県教育委員会事務局組 織規則（昭和三十八年岐阜県教 育委員会規則第七号）第二条に 規定する課	総括管理監
--	-------

を

組織規則第二章第一節の規定に
より置かれる課（総務事務セン
ター、地域スポーツ課、防災課、
県民生活相談センター、医療整
備課、子育て支援課、子ども家
庭課、全国育樹祭推進事務局、
都市公園課、水資源課及び水道
企業課を除く。）、議会事務局総
務課及び岐阜県教育委員会事務

組織規則第二章第一節の規定に より置かれる課（総務事務セン ター、地域スポーツ課、防災課、 県民生活相談センター、医療整 備課、子育て支援課、子ども家 庭課、全国育樹祭推進事務局、 都市公園課、水資源課及び水道 企業課を除く。）、議会事務局総 務課及び岐阜県教育委員会事務	管理調整監
--	-------

局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二條に規定する課	
総務事務センター	認定審査監
地域スポーツ課	スポーツ施設企画監
防災課	地域防災支援監
県民生活相談センター	生活相談対策監
医療整備課	災害医療対策監
子育て支援課	少子化対策企画監
子ども家庭課	児童虐待対策監

に改め、同表全

国育樹祭推進事務局の項の次に次のように加える。

都市公園課	施設管理調整監
水資源課	徳山ダム対策監
水道企業課	県営水道経営企画監

別表第一出納事務局出納管理課の項中「総括管理監」を「管理調整監」に改め、同表人事委員会事務局職員課の項の次に次のように加える。

監査委員事務局監査課	監査企画監
------------	-------

別表第二中

振興局	振興課長及び出納課長（飛驒振興局にあつては振興課長、出納課長及び出納課の下呂市駐在を命ぜられた上席の職員）
振興局に置かれる事務所	振興課長及び出納課長（中濃振興局中濃事務所にあつては、振興課長、出納課長及び出納課の郡上市駐在を命ぜられた上席の職員）

を

県事務所

振興防災課長及び出納課長（中濃県事務所にあつては振興防災課長、出納課長及び出納課の郡上市駐在を命ぜられた上席の職員、飛驒県事務所にあつては振興防災課長、出納課長及び出納課の下呂市駐在を命ぜられた上席の職員）

に改め、同表看

護専門学校の項の次に次のように加える。

希望が丘学園	総務課長
--------	------

別表第一希望が丘学園の項を削る。

別表第三一の項中「総括管理監」を「管理調整監」に改め、同表四の項中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下この項及び五の項において同じ。）の振興課長」を「県事務所の振興防災課長」に、「振興局及び」を「県事務所及び」に改め、同表五の項中「振興局」を「県事務所」に改め、同表六の項中「中濃振興局中濃事務所」を「中濃県事務所」に、「飛驒振興局」を「飛驒県事務所」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十三号

岐阜県収入証紙の売りさばきを取り扱つ現地機関の指定に関する告示（平成十八年岐阜県告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

「西濃振興局

「西濃県事務所

西濃振興局揖斐事務所 揖斐県事務所
 中濃振興局 可茂県事務所
 中濃振興局中濃事務所 を 中濃県事務所 に改める。
 東濃振興局 東濃県事務所
 東濃振興局恵那事務所 恵那県事務所
 飛騨振興局 飛騨県事務所

岐阜県告示第二百四十四号

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十五條の規定により、規則第二條第八号に規定する統轄店（以下「統轄店」という。）同条第九号に規定する集中店（以下「集中店」という。）及び同条第十号に規定する主管取扱店（以下「主管取扱店」という。）を次のとおり告示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

統轄店は株式会社大垣共立銀行ぎふ県庁支店とし、集中店は同銀行事務管理部とし、主管取扱店は別表に掲げる同銀行の店舗とする。

この告示は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表

店舗の名称	店舗の所在地	支払の事務を取り扱う地方機関
ぎふ県庁支店	岐阜市	自動車税事務所、岐阜総合学園高等学校、岐南工業高等学校及び華陽フロンティア高等学校
ぎふ県庁支店 店県民ふれあい会館出張所	同	職員研修所、岐阜県税事務所、岐阜保健所本巢・山県センター、岐阜地域福祉事務所、中央子ども相談センター、旅券センター、岐阜農林事務所、岐阜土木事務所、東海環状自動車道事務所、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所及び岐阜教育事務所
今小町支店	同	歴史資料館、岐阜盲学校及び岐阜中警察署
県庁前支店	同	美術館及び図書館

長森支店	同	衛生専門学校
則武支店	同	希望が丘学園、精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、岐阜北高等学校、岐阜商業高等学校及び岐阜希望が丘特別支援学校
鏡島支店	同	計量検定所
千手堂支店	同	岐阜高等学校
長良支店	同	長良高等学校、岐山高等学校、長良特別支援学校及び岐阜北警察署
加納支店	同	加納高等学校及び岐阜豊学校
柳津支店	同	羽島北高等学校及び岐阜羽島警察署
黒野支店	同	岐阜本巢特別支援学校
城東支店	同	岐阜南警察署
羽島支店	羽島市	羽島高等学校
各務原支店	各務原市	岐阜保健所、保健環境研究所及び各務原西高等学校
蘇原支店	同	情報技術研究所、各務原高等学校及び各務原警察署
おがせ支店	同	流域浄水事務所及び岐阜各務野高等学校
高富支店	山県市	文化財保護センター、岐阜城北高等学校、山県高等学校及び山県警察署
笠松支店	羽島郡笠松町	産業技術センター及び岐阜工業高等学校
北方支店	本巢郡北方町	農業技術センター、本巢松陽高等学校、岐阜農林高等学校及び北方警察署
浅井支店	愛知県一宮市	消防学校及び水産研究所
本店営業部	大垣市	情報科学芸術大学院大学
本店営業部	同	西濃県事務所、西濃県税事務所、西濃保健所、西濃子ども相談センター、西濃農林事務所、中央家畜保健衛生所、大垣土木事務所、岐阜・西濃建築事務所、西濃教育事務所及び大垣警察署
本店営業部	同	大垣東高等学校及び大垣工業高等学校
船町出張所	同	

大垣駅前支店	同	大垣商業高等学校
大垣駅前支店 店林町出張所	同	食肉衛生検査所
中川支店	同	大垣北高等学校
江並支店	同	大垣南高等学校及び大垣特別支援学校
久瀬川支店	同	大垣西高等学校
墨俣支店	同	大垣桜高等学校
海津支店	海津市	海津明誠高等学校及び海津警察署
今尾代理店	同	海津特別支援学校
養老支店	養老郡養老町	大垣養老高等学校及び養老警察署
垂井支店	不破郡垂井町	不破高等学校及び垂井警察署
揖斐支店	揖斐郡揖斐川町	揖斐県事務所、西濃保健所揖斐センター、揖斐農林事務所、揖斐土木事務所、揖斐高等学校、揖斐特別支援学校及び揖斐警察署
大野支店	揖斐郡大野町	わかあゆ学園
池田支店	揖斐郡池田町	池田高等学校
関支店	関市	工業技術研究所、博物館、関有知高等学校、関特別支援学校、中濃特別支援学校及び関警察署
関支店関口出張所	同	関高等学校
美濃支店	美濃市	中濃県事務所、中濃県税事務所、関保健所、動物愛護センター、中濃農林事務所、森林研究所、森林文化アカデミー、美濃土木事務所、美濃教育事務所及び武義高等学校
美濃加茂支店	美濃加茂市	可茂県事務所、中濃保健所、中濃子ども相談センター、国際たくみアカデミー、可茂農林事務所、中濃家畜保健衛生所、可茂土木事務所、中濃建築事務所、可茂教育事務所、加茂高等学校、加茂農林高等学校及び加茂警察署
可児支店	可児市	農業大学校、八百津高等学校、東濃高等学校、東濃実業高等学校、可児高等学校、可児工業高等学校、可茂特別支援学校及び可児警察署
八幡支店	郡上市	関保健所郡上センター、郡上農林事務所、郡上土木事務所、長良川上流河川開発工事事務所、郡上高等学校及び郡上警察署
白鳥支店	同	郡上北高等学校及び郡上特別支援学校
多治見支店	多治見市	東濃県事務所、東濃県税事務所、現代陶芸美術館、東濃保健所、多治見看護専門学校、東濃子ども相談センター、セラミックス研究所、東濃農林事務所、多治見土木事務所、東濃建築事務所、多治見高等学校、多治見北高等学校及び多治見工業高等学校
多治見北支店	同	多治見警察署
中津川支店	中津川市	中津川高等学校、坂下高等学校、中津商業高等学校、中津川工業高等学校及び中津川警察署
瑞浪支店	瑞浪市	瑞浪高等学校
恵那支店	恵那市	恵那県事務所、恵那保健所、恵那農林事務所、東濃家畜保健衛生所、恵那土木事務所、リニア推進事務所、東濃教育事務所、恵那高等学校、恵那南高等学校、恵那農業高等学校、恵那特別支援学校及び恵那警察署
土岐支店	土岐市	土岐紅陵高等学校、土岐商業高等学校、東濃フロンティア高等学校及び東濃特別支援学校
高山支店	高山市	飛騨県事務所、飛騨県税事務所、飛騨保健所、飛騨子ども相談センター、生活技術研究所、木工芸術スクール、飛騨農林事務所、飛騨家畜保健衛生所、高山土木事務所、宮川上流河川開発工事事務所、飛騨建築事務所、飛騨教育事務所、高山障屋管理事務所、高山工業高等学校及び高山警察署
高山支店エブリデープ ラザ高山出	同	畜産研究所、斐太高等学校、飛騨高山高等学校及び飛騨特別支援学校

東京支店	東京都中央区	東京事務所	張所
下呂代理店	下呂市	飛騨保健所下呂センター、下呂看護専門学校、下呂農林事務所、下呂土木事務所、益田清風高等学校、下呂特別支援学校及び下呂警察署	飛騨古川代理店
			飛騨市
			中山間農業研究所、古川土木事務所、吉城高等学校、飛騨神岡高等学校、飛騨吉城特別支援学校及び飛騨警察署

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社